

様式 結 46号 (表面)

結 核 健 康 診 断 月 報

筑紫保健福祉環境事務所長 殿

報告年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

事業所の名称			実施者種別	1 事業者 2 学校の長		
事業所の住所 電話番号				3 施設の長 4 市町村長		
実施者名 (担当者)	(担当者名: _____)					
実施者の対象区分	事業者	学校の長	施設の長	市町村長		
対象者	従事者 <small>(施設職員や医療機関職員、教職員等)</small>	学生 <small>(新生者が対象)</small>	入所者・収容者	乳児	65歳以上	その他
対象者数						
未受診者とその理由	産休・育休()名 病休()名 その他()名	休学()名 その他()名				
BCG接種者						
受診者数						
間接撮影者数						
直接撮影者数						
喀痰検査者数 (再掲)						
被 発 見 者 数	結核患者					
	結核発病の恐れがあると診断された者					

※この報告様式は、毎年使用できますのでコピーして使用ください。

FAX送付(筑紫保健福祉環境事務所 092-513-5598)

様式 結 46号 (裏面)

『法的根拠』

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

第53条の2(定期の健康診断)

労働安全衛生法第2条第3号に規定する事業者、学校の長又は矯正施設その他の施設の長は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されている者(小学校就学の始期に達しない者を除く。)に対し、結核に関わる定期の健康診断を行わなければならない。

第53条の3(受診義務)

第53条の2の健康診断対象者は、事業者、学校若しくは施設の長が行う健康診断を受けなければならない。

第53条の7(通報又は報告)

健康診断実施者は、この法律の規定によって健康診断を行ったときは、その健康診断につき、受診者その他の事項を保健所長を経由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならない。

同法施行令第12条(定期の健康診断の対象者)

- 一 学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。)、病院、診療所、助産所、介護老人施設
社会福祉法に規定する施設において業務に従事する者。(毎年度)
- 二 大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校(修業年限が一年未満のものを除く。)
の学生又は生徒(入学した年度)
- 三 社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設に入所している者。
(65歳に達する日の属する年度以降において毎年度)

同法施行規則第27条の5

- 二 健康診断実施者は、法第53条の5の規定によつて診断書その他の文書の提出を受けた健康診断
について、一月ごとにとりまとめ翌月の10日までに通報又は報告しなければならない。

『報告様式』

福岡県庁ホームページからダウンロード可能

『提出方法』

郵送、FAXのうちいずれか

『提出報告期限』

一月ごとにとりまとめ翌月の10日まで

『提出先』

最寄りの保健福祉環境事務所または保健福祉事務所

保健所	〒	住所	電話	FAX
筑紫	保健福祉環境事務所	816-0943 大野城市白木原3丁目5-25	筑紫総合庁舎	(092)513-5584 (092)513-5598
粕屋	保健福祉事務所	811-2318 糟屋郡粕屋町戸原東1-7-26		(092)939-1746 (092)939-1186
糸島	保健福祉事務所	819-1112 糸島市浦志2丁目3-1	糸島総合庁舎	(092)322-5579 (092)322-9252
宗像・遠賀	保健福祉環境事務所	811-3436 宗像市東郷1丁目2番1号	宗像総合庁舎	(0940)36-6098 (0940)47-0031
嘉穂・鞍手	保健福祉環境事務所	820-0004 飯塚市新立岩8-1	飯塚総合庁舎	(0948)21-4972 (0948)24-0186
田川	保健福祉環境事務所	825-8577 田川市大字伊田字松原通り3292-2	田川総合庁舎	(0947)42-9379 (0947)44-3165
北筑後	保健福祉環境事務所	838-0068 朝倉市甘木2014番地1	朝倉総合庁舎	(0946)22-9886 (0946)24-9260
南筑後	保健福祉環境事務所	832-0823 柳川市三橋町今古賀8-1	柳川総合庁舎	(0944)72-2812 (0944)72-3035
京築	保健福祉環境事務所	824-0005 行橋市中央1丁目2-1	行橋総合庁舎	(0930)23-3935 (0930)23-4880